

2022年5月11日

各 位

会社名 株式会社カプコン
代表者名 代表取締役社長 辻本春弘
(コード番号：9697 東証プライム)
問合せ先 広報 IR 室長 黒澤 真
電話番号 (06) 6920-3623

定款の一部変更および役員の異動に関するお知らせ

当社は、指名・報酬委員会の審議・答申を踏まえ、本日開催の取締役会において、2022年6月23日開催予定の第43期定時株主総会に定款の一部変更および役員の異動について付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、正式には2022年6月23日開催予定の第43期定時株主総会における承認を得て、決定する予定です。

記

1. 定款の一部変更および役員の異動の目的

当社は、変化を続けるグローバル市場に対応するため、デジタル戦略の推進により、ユーザーの拡大およびコンテンツブランドの価値向上に努めております。

今後も事業環境の変化によるグローバルでの取締役の役割責務の増大に対応し、中長期にわたる持続的な安定成長に向けた確固たる事業基盤を形成するには、経営人材力の強化が経営の重要課題の一つであると認識しております。

当社は、前回定時株主総会において、新たに社内取締役1名の増員をご承認いただき、取締役会の体制整備を図ってまいりましたが、引き続き経営体制の一層の充実と多様性の確保を図り、事業環境の変化に迅速に対応するため、社内取締役の2名増員および、取締役会のさらなる監督機能の強化に向け社外取締役の2名増員をお願いするとともに、取締役の員数の上限数の増加をお願いするものであります。

2. 定款の一部変更

(1) 定款変更の目的

① 場所の定めのない株主総会の導入

2021年6月16日に「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」(以下、「改正産競法」という)が施行され、上場会社において、定款に定めることにより一定の条件のもと、場所の定めのない株主総会(いわゆる「バーチャルオンリー株主総会」)の開催が可能となりました。

当社は、株主総会においてより多くの株主様との対話を最大限実現させることを目的に、物理的な会場を設けるとともに、新型コロナウイルス感染拡大の状況下においても株主の皆様のご健康や安全に配慮しつつ、遠隔地の株主様をはじめ、より多くの株主様との対話の機会を確保するため、2020年6月開催の第41期定時株主総会以降、「ハイブリッド参加型バーチャル株主総会」を実施しております。

しかしながら、感染症拡大または天災地変の発生等により、場所の定めのある株主総会を開催することが、株主の皆様利益にも照らして適切でないと取締役会が判断したときには、場所の定めのない株主総会を開催することを選択肢とすることができるよう、現行定款第12条（招集）に規定を追加するものであります。

なお、本定款変更に関しては、当社による場所の定めのない株主総会が、株主の皆様利益の確保に配慮しつつ産業競争力を強化することに資する場合として、経済産業省令および法務省令で定める要件に該当することについて、経済産業省令および法務省令の定めに基づき、経済産業大臣および法務大臣の確認を受けることを条件として、当該確認を受けた日をもって生じるものといたします。ただし、当社が、本議案を株主総会でご承認いただく日において、経済産業大臣および法務大臣の確認を受けている場合は、当該日を効力発生日といたします。

② 株主総会参考書類等の電子提供措置の導入

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

ア. 変更案第15条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。

イ. 変更案第15条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。

ウ. 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第15条）は不要となるため、これを削除するものであります。

エ. 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

③ 取締役（監査等委員である取締役を除く）の員数上限の拡充

前記1. のとおり、当社は、経営体制の一層の充実と多様性の確保を図り、事業環境の変化に迅速に対応するため、社内取締役を2名増員するとともに、取締役会のさらなる監督機能の強化に向け社外取締役を2名増員するため、現行定款第18条（取締役の員数）の上限数を増加するものであります。

(2) 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりです。

(3) 定款変更の日程

定款変更のための株主総会開催日 2022年6月23日（予定）

定款変更の効力発生日 2022年6月23日（予定）

3. 役員の変動（2022年6月23日付予定）

新任取締役候補者（監査等委員である取締役を除く）

石田 義 則（現 専務執行役員 グローバル事業統括）

辻 本 良 三（現 専務執行役員 CS第二開発統括）

武 藤 敏 郎（元 大蔵事務次官）

廣 瀬 由 美（元 芝税務署長）

（注）武藤敏郎および廣瀬由美の両氏は、社外取締役候補者であります。

【参考】

なお、前記の異動による 2022 年 6 月 23 日開催の当社第 43 期定時株主総会における取締役（監査等委員である取締役を除く）候補者は以下のとおりです。

取締役（監査等委員である取締役を除く）候補者

辻 本 憲 三
辻 本 春 弘
宮 崎 智 史
江 川 陽 一
野 村 謙 吉
石 田 義 則
辻 本 良 三
村 中 徹
水 越 豊
小 谷 涉
武 藤 敏 郎
廣 瀬 由 美

（注）村中 徹、水越 豊、小谷 涉、武藤敏郎および廣瀬由美の各氏は社外取締役候補者であります。

以 上

[別 紙]

(下線は変更部分であります。)

現 行 定 款	変 更 案
<p data-bbox="363 356 647 389">第 3 章 株主総会</p> <p data-bbox="226 405 363 439">(招 集)</p> <p data-bbox="226 454 786 582">第 12 条 当社の定時株主総会は、毎年 6 月に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて随時これを招集する。</p> <p data-bbox="437 645 574 678"><新 設></p> <p data-bbox="226 1077 786 1155"><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p data-bbox="226 1171 786 1585">第 15 条 当社は、株主総会の招集に際し、<u>株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p data-bbox="437 1648 574 1682"><新 設></p>	<p data-bbox="951 356 1235 389">第 3 章 株主総会</p> <p data-bbox="810 405 948 439">(招 集)</p> <p data-bbox="810 454 1166 488">第 12 条 (現行どおり)</p> <p data-bbox="896 645 1377 1014"><u>② 当社は、感染症拡大または天災地変の発生等により、場所の定めのある株主総会を開催することが、株主の利益にも照らして適切でないとき取締役会が決定したときには、株主総会を場所の定めのない株主総会とすることができる。</u></p> <p data-bbox="1024 1077 1161 1111"><削 除></p> <p data-bbox="810 1648 1034 1682"><u>(電子提供措置等)</u></p> <p data-bbox="810 1697 1377 1877">第 15 条 当社は、株主総会の招集に際し、<u>株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p data-bbox="884 1892 1377 2072"><u>② 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した</u></p>

<p style="text-align: center;">第 4 章 取締役および取締役会 ならびに監査等委員会 (取締役の員数)</p> <p>第 18 条 当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は <u>10</u> 名以内とする。</p> <p>② (条文省略)</p> <p style="text-align: center;"><新 設></p>	<p style="text-align: center;"><u>株主に対して交付する書面に記載 しないことができる。</u></p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役および取締役会 ならびに監査等委員会 (取締役の員数)</p> <p>第 18 条 当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は <u>12</u> 名以内とする。</p> <p>② (現行どおり)</p> <p><u>附則</u></p> <p>1. <u>変更前定款第 15 条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除および変更後定款第 15 条(電子提供措置等)の新設は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第 70 号)附則第 1 条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である 2022 年 9 月 1 日から効力を生ずるものとする。</u></p> <p>2. <u>前項の規定にかかわらず、2023 年 2 月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第 15 条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)はなお効力を有する。</u></p> <p>3. <u>本附則は、2023 年 3 月 1 日または前項の株主総会の日から 3 ヶ月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>
---	---